

議案第 3 8 号

港区職員の旅費に関する条例の一部改正について

1 目 的

国家公務員等が宿泊を伴う旅行をする際に支給する宿泊費について、実勢価格等の調査結果を踏まえ、令和 8 年 4 月から宿泊費基準額が改正されたことに伴い、区職員に支給する宿泊費の上限額を改定します。

2 改正内容

1 泊につき区職員に支給する宿泊費の上限額について、内国旅行の場合は 2 万 1, 0 0 0 円、外国旅行の場合は 6 万 4, 0 0 0 円とします。

3 施行期日

公布の日

港区職員の旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(前略) (宿泊費) 第十七条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき二万千円、外国旅行にあつては一夜につき六万四千円を超えない範囲内で任命権者が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 (後略) 付則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の港区職員の旅費に関する条例第十七条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。	(前略) (宿泊費) 第十七条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して、内国旅行にあつては一夜につき一万九千円、外国旅行にあつては一夜につき五万九千円を超えない範囲内で任命権者が定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として任命権者が定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。 (後略)